

四日市市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第40号

四日市市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市介護保険条例施行規則（平成12年四日市市規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者負担額の減額・免除)</p> <p>第5条 市長は、法第50条に規定する<u>居宅介護サービス等</u>、法第60条に規定する<u>介護予防サービス等</u>又は介護保険法施行規則(平成11年厚生省令36号。以下「省令」という。)第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に相当する事業のサービス(以下「対象サービス」という。)を利用した者(以下「対象サービス利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当することにより、その負担すべき費用(以下「利用者負担額」という。)の全部又は一部を負担することが困難であると認めた場合は、当該対象サービス利用者の申請により、対象サービスに要する費用について、当該各号に定める給付を、当該対象サービス利用者に対して行うことができる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>2から4まで (略)</p>	<p>(利用者負担額の減額・免除)</p> <p>第5条 市長は、法第50条に規定する<u>居宅介護サービス費等</u>、法第60条に規定する<u>介護予防サービス費等</u>又は介護保険法施行規則(平成11年厚生省令36号。以下「省令」という。)第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に相当する事業のサービス(以下「対象サービス」という。)を利用した者(以下「対象サービス利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当することにより、その負担すべき費用(以下「利用者負担額」という。)の全部又は一部を負担することが困難であると認めた場合は、当該対象サービス利用者の申請により、対象サービスに要する費用について、当該各号に定める給付を、当該対象サービス利用者に対して行うことができる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>2から4まで (略)</p>

附 則

1 から 3 まで (略)

4 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により収入が減少した者に対する条例第 10 条の規定の適用については、令和 2 年度分及び令和 3 年度分の保険料のうち令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支給日）が設定されているもの（資格取得日から 14 日以内に加入手続が行われなかったため、令和 3 年 3 月以前分の保険料の納期限が令和 3 年 4 月 1 日以降に設定されているものを含む。）に限り、第 17 条第 2 項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

附 則

1 から 3 まで (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(健康福祉部介護保険課)